

特別支援学校教諭免許状（二種）の取得及び申請方法について

令和6年8月
特別支援教育課

幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教諭普通免許状（基礎となる免許状）を取得した後、教員としての良好な勤務年数3年以上と、鳥取県教育職員免許法認定講習等で所定の単位を修得することで、特別支援学校教諭（二種）免許状が取得できます。

1 勤務年数について

- ・教諭又は常勤講師としての勤務期間（育児休業、病気休暇等を除く）を計上することができます。
- ・非常勤講師としての勤務期間は、以下のように換算して計上することができます。
（勤務期間、勤務時間等については、所属校の管理職に必ず確認してください。）

1週間の勤務時間数	換算率
15時間以上	100%
10時間以上～15時間未満	80%
5時間以上～10時間未満	50%
1時間以上～5時間未満	20%

- ・実習教諭、実習助手としての勤務期間は、計上することができません。

2 所定の単位について

(1) 特別支援学校教諭（又は盲・聾・養護学校教諭）免許状（二種）をお持ちでない方
以下の①～③を含む6単位以上の修得が必要です。

- ① 第1欄 障がい児教育論（1単位）
- ② 第2欄のうち、取得したい領域に対応する単位

取得したい領域	対応する単位
視覚障がい	視覚障がい児の病理（1単位）及び視覚障がい児指導法（1単位）
聴覚障がい	聴覚障がい児の病理（1単位）及び聴覚障がい児指導法（1単位）
知的障がい	知的障がい児の心理（1単位）及び知的障がい児指導法（1単位）
肢体不自由	肢体不自由教育総論（1単位）
病弱	病弱児教育総論（1単位）

- ③ 第3欄 重複・発達障がい者教育総論（1単位）

〈例1〉特別支援学校教諭免許状（二種）（視覚障がいの領域について定めるもの）を申請する場合

- ① 第1欄 障がい児教育論（1単位）
- ② 第2欄 視覚障がい児の病理（1単位）及び視覚障がい児指導法（1単位）
- ③ 第3欄 重複・発達障がい者教育総論（1単位）
- 6単位以上を満たすために取得する単位
聴覚障がい児の病理（1単位）、知的障がい児指導法（1単位）

〈例2〉特別支援学校教諭免許状（二種）（知的障がい・肢体不自由の2領域について定めるもの）を申請する場合

- ① 第1欄 障がい児教育論（1単位）
- ② 第2欄 知的障がい児の心理（1単位）及び知的障がい児指導法（1単位）
肢体不自由教育総論（1単位）
- ③ 第3欄 重複・発達障がい者教育総論（1単位）
- 6単位以上を満たすために取得する単位 聴覚障がい児指導法（1単位）

※「○ 6単位以上を満たすために取得する単位」は、6単位以上を満たすためのものであり、領域及び科目を問いません。

- (2) 特別支援学校教諭（又は盲・聾・養護学校教諭）免許状（二種）をお持ちの方
追加したい領域に対応する単位の修得が必要です。

追加したい領域	対応する単位
視覚障がい	視覚障がい児の病理（1単位）及び視覚障がい児指導法（1単位）
聴覚障がい	聴覚障がい児の病理（1単位）及び聴覚障がい児指導法（1単位）
知的障がい	知的障がい児の心理（1単位）及び知的障がい児指導法（1単位）
肢体不自由	肢体不自由教育総論（1単位）
病弱	病弱児教育総論（1単位）

3 申請に必要な書類

チェック欄	必要な書類
	① 教育職員免許状授与願 ※鳥取県指定の納付書で3,300円の納付が必要です。
	② 宣誓書
	③ 教育職員検定願 ※鳥取県指定の納付書で1,700円の納付が必要です。
	④ 申請の要件となる免許状の写し又は授与証明書 ※鳥取県以外の他県授与の場合は、必ず授与証明書を添付してください。
	⑥ 単位修得証明書
	⑦ 人物に関する証明書
	⑧ 身体に関する証明書
	⑨ 履歴書
	⑩ 実務（技術）に関する証明書
	⑪ ④以外の現に有する免許状の写し又は授与証明書

※ 様式及び記入例は、特別支援教育課 HP からダウンロードしてご使用ください。

特別支援教育課 HP 「特別支援学校教諭免許状の取得に関すること」

<https://www.pref.tottori.lg.jp/146164.htm>

※ ①③に必要となる「鳥取県指定の納付書」は、特別支援教育課（鳥取市東町一丁目 271 県庁第二庁舎 5 階）で直接受け取るか、郵送希望の場合はメールでご連絡ください。

特別支援教育課代表メール tokubetusienkyoiku@pref.tottori.lg.jp

タイトルは「納付書郵送希望」とし、

・申請者氏名 ・所属（学校名等） ・郵送先住所

・「① 教育職員免許状授与願」に必要な納付書の枚数

・「③ 教育職員検定願」に必要な納付書の枚数

をメール本文に記入すること。

4 提出方法

(1) 市町村（学校組合）立小・中・義務教育学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園にお勤めの方
当該市町村（学校組合）教育委員会に確認の上、特別支援教育課に郵送（または持参）してください。

(2) 鳥取県立学校、鳥取大学附属学校、私立学校にお勤めの方

各校で取りまとめの上、特別支援教育課に郵送（または持参）してください。

5 留意事項

・特に以下の誤りが多く見られるため、申請前に必ずご確認ください。

- ・非常勤講師の勤務年数を計算したところ、勤務年数3年以上を満たしていなかった。
- ・「教育職員免許状授与願」の「所要資格を満たした期日」が申請日と同日になっている。
（「所要資格を満たした期日」に間違いがないか確認してください。）
- ・「申請の要件となる免許状」が鳥取県以外の他県授与にも関わらず、授与証明書の添付がない。
（授与証明書は入手までに時間を要する必要があるため、早めに当該教育委員会に手続きすることを勧めます。）
- ・「実務（技術）に関する証明書」の「実務（技術）の成績」が記入されていない。

・1月から3月までは申請が混み合い、手続きに時間を要するため、免許取得の条件を満たした場合は速やかに申請していただきますようご協力をお願いします。

・申請方法について不明な点等があれば、各校の管理職を通じて特別支援教育課総務担当（0857-26-7924）までお問い合わせください。